

令和2年9月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例																		
議案番号	議案第103号	議案名	琴浦町税条例の一部改正について																					
目的	町民税の寄附金控除対象となる特定非営利活動法人を指定するもの。																							
内 容	<p>県の指定に伴い指定するもので、指定申請を受理したものの。</p> <p>1 控除対象特定非営利活動法人の指定について 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に規定されている、「町民税の控除対象とする住民の福祉の増進に寄与する寄附金」は、町の税条例で指定することになっている。</p> <p>今回、県の指定(県民税の控除対象)を受けた法人から指定申請があり、琴浦町控除対象特定非営利活動法人の指定等の手続に関する要綱(平成30年琴浦町訓令第50号)に基づき審査したところ、適切と認められるため、税条例で指定するもの。</p> <p>2 指定団体概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>指定期間</th> <th>申出</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 倉吉鴨水館<small>おうすいかん</small></td> <td>鳥取県倉吉市 下田中町801</td> <td>令和2年8月1日から令和7年7月31日まで</td> <td>令和2年7月30日</td> <td>大学進学にかかる模擬試験の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 解除団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>旧指定期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会</td> <td>鳥取県鳥取市 瓦町601</td> <td>平成27年1月1日から平成31年12月31日まで</td> <td>指定更新の意向がなかったため。</td> </tr> </tbody> </table>						団体名	所在地	指定期間	申出	事業内容	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 <small>おうすいかん</small>	鳥取県倉吉市 下田中町801	令和2年8月1日から令和7年7月31日まで	令和2年7月30日	大学進学にかかる模擬試験の実施	団体名	所在地	旧指定期間	備考	特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取県鳥取市 瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	指定更新の意向がなかったため。
	団体名	所在地	指定期間	申出	事業内容																			
	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 <small>おうすいかん</small>	鳥取県倉吉市 下田中町801	令和2年8月1日から令和7年7月31日まで	令和2年7月30日	大学進学にかかる模擬試験の実施																			
	団体名	所在地	旧指定期間	備考																				
	特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取県鳥取市 瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	指定更新の意向がなかったため。																				
補足事項	施行日 公布の日																							